

平 24 福個答申第 4 号
平成 24 年 10 月 18 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市長室広聴課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 10 月 20 日付け広聴第 265 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 66 号

「平成〇年〇月〇日付け福広聴第〇〇号について、現地調査などを行った結果、調査内容または報告書、現地の状況写真、決裁のもとになった文書」の非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「平成〇年〇月〇日付け福広聴第〇〇号について、現地調査などを行った結果、調査内容または報告書、現地の状況写真、決裁のもとになった文書」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由に行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成 23 年 8 月 30 日付けの本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 23 年 8 月 24 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、「平成〇年〇月〇日付け福広聴第〇〇号について、現地調査などを行った結果、調査内容または報告書、現地の状況写真、決裁のもとになった文書」の開示請求を行った。

なお、異議申立人は保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「福広聴第〇〇号について、現地調査など行った結果（調査日）、調査内容又報告書、現地での把握出来る状況写真（立会人の姿撮）、公文書の発行に備えて、決裁会議をされた上で署名印鑑がありますH〇年〇月〇日決裁のもとになった文書、起案者、決裁に関して提出資料が当然ある（現地調査報告要している。）」

② 平成 23 年 8 月 30 日、実施機関は、本件個人情報について、保有していないことを理由として、条例第 24 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 23 年 9 月 27 日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

本件処分は、文書がないとのことであり、納得できないため、違法不当である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 24 年 5 月 16 日の当審議会不服申立て部会にお

ける口頭意見陳述において、次のように主張している。

① 平成〇年当時、広聴課は、市民等がその声を直接市長に伝え得る手段として「市長へのメッセージ」を設け、市長宛に寄せられる意見や要望、苦情等の受付を行っていた。「市長へのメッセージ」の事務処理として、回答が必要な文書は、当該意見等に関わる担当課に回答の作成を依頼し、担当課で回答の決裁が行われる。そして、広聴課においては、当該回答の文章表現が適切かどうかの確認を行い、決裁後、市長名で回答を行っていた。

なお、広聴課において、担当課に経緯等を確認する必要がある場合には、通常、電話等の口頭により行っている。

② 異議申立人は、平成〇年〇月〇日付け福広聴第〇〇号の市長名の文書で「現地調査などを行った結果、土木局長からご回答を差し上げているとおりです」と回答しているのであれば、文書を発信した広聴課の決裁書類にその根拠となる調査に関する資料（調査日・調査内容・記録写真等）が添付されているべきであり、当然あるべきなので、当該資料を保有していないことを理由に行われた本件処分は違法不当であると主張しているが、上記①のとおり、広聴課の決裁は、担当課が作成した回答の文章表現が適切かどうかを確認することとどまり、回答の作成に関わる資料を保有することはしていない。

③ 本件個人情報に関して、広聴課は、平成〇年〇月〇日付け福広聴第〇〇号の回答文書の決裁にあたって、担当課に口頭で経緯等の確認を行っているものの、それ以上の文書の作成や資料の取得はしておらず、異議申立人が主張する資料を保有していないことに違法不当な点はない。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、異議申立人の意見等の文書に対して広聴課が平成〇年〇月〇日付け福広聴第〇〇号で異議申立人に市長名で回答した文書に関して、広聴課の決裁のもとになった、現地調査などを行った結果、調査内容、報告書、現地の状況写真などであると解されるが、実施機関は文書の作成・取得をしていないため保有していないことを理由に本件処分を行っている。そこで、当審議会では、実施機関の職員が本件個人情報を作成又は取得していないこと、実施機関が公文書として保有していないことに、不自然、不合理な点がないかどうか、また、作成又は取得すべきであったかどうかについて検討する。

(4) 公文書の作成義務について

公文書の作成については、福岡市公文書の管理に関する規則（平成14年福岡市規則第82号。以下「公文書管理規則」という。）第6条第1項本文に「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定され、ただし書に「処理に係る事案が軽微なものであるとき」、「意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」の場合はこの限りでない、と規定されている。

このうちの「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合である。

(5) 本件個人情報の存否について

実施機関は、本件個人情報について、広聴課が担当課に口頭で経緯等の確認を行い、担当課で決裁された回答を取得しているものの、それ以上の文書の作成や担当課から資料を取得することはしていないと主張している。

福岡市の市長へのメッセージ事務処理要綱及び広聴ガイドラインによると、市長宛に寄せられた意見等の文書の内容を所管する担当課が回答を作成し、決裁した上で広聴課へ通知し、広聴課が市長名で回答するとされている。また、広聴課の職務は担当課における適切な事務処理に向けた指導・点検にとどまり、担当課が責任を持って寄せられた意見等に対応することとされている。

これらのことからすると、市長宛に寄せられた意見等の文書に対して回答を行う過程において、広聴課の権限は文章表現の適否等の確認にとどまり、他課が分掌している担当課の事務自体の妥当性を判断する余地はない。また、担当課の事務自体に関する文書がなければ広聴課の業務が達成できないとはいえず、必要に応じて担当課へ電話等で口頭確認を行っているということを考え合わせると、実施機関が本件個人情報を保有していないことに、不自然、不合理な点があるとはいえない。

また、公文書管理規則の規定に照らしても、公文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合にまで作成義務を負わせる趣旨ではない以上、前述のとおり、実施機関の職員に本件個人情報に係る公文書を作成又は取得すべき義務があったとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1審議会の結論」とおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成23年 9 月 30 日	実施機関から諮問
平成23年11月 4 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成24年 5 月 16 日（第121回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成24年 6 月 29 日（第122回不服申立て部会）	審議
平成24年 7 月 18 日（第123回不服申立て部会）	審議
平成24年 8 月 22 日（第124回不服申立て部会）	審議
平成24年 9 月 19 日（第125回不服申立て部会）	審議